公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４５７１号

兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目45番地14、前住所兵庫県川西市山原２丁目９番７号
債務者　武藤　一男
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７２号

兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目45番地14、前住所兵庫県川西市山原兵庫県川西市山原２丁目９番７号
債務者　武藤由紀子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４９号

京都市左京区高野玉岡町１番地38、申立時の住所京都市伏見区深草西浦町６丁目62番地キャッスル深草W305号
債務者　岡田豊子こと　李　　豊子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７４号

名古屋市天白区植田西３丁目1005番地　ＳＴＥＰ－ＯＮＥ　１Ｂ、従前の住所名古屋市天白区池見１丁目115番地の１　池見グリーンハイツ107号
債務者　浅井　正博
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵　　尚行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４４８号

大阪市旭区太子橋１丁目23番10号１Ｆ　101号室、住民票上の住所大阪市鶴見区焼野２丁目10番62号
債務者　兵後　　徹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４号

鹿児島県鹿児島市吉野町9062番地
債務者　谷口　美香
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松比良　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９４号

鹿児島県鹿児島市下福元町7740番地
債務者　川内新一郎
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９５号

鹿児島県鹿児島市下福元町7741番地
債務者　川内美代子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９９号

茨城県日立市高鈴町１丁目６番２－307号
債務者　大関　竜平
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　大作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０５号

茨城県日立市幸町２丁目１番17号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１２３号

茨城県日立市高鈴町１丁目14番10号
債務者　小野寺ヱミ子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　大作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６０４号

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根3558番地６
債務者　竹前健一郎
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４７６号

静岡市葵区長沼989番地の６の２、旧住所静岡県藤枝市光洋台28番地の14
債務者　立花　稔野
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂野　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７７号

静岡市葵区長沼989番地の６の２、旧住所静岡県藤枝市光洋台28番地の14
債務者　立花美与子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂野　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２３７号

大阪市東住吉区矢田３丁目６番６－209号パークシティ東住吉　Ｅ201号
債務者　五十嵐智惠子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　康生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部